

きょうめいばん

橋名板の盗難



北海道多発中!!!

橋や川の名前を記した金属製プレートの盗難が道内で相次いでいます。道民の財産を盗難から守るため、橋の近くで不審者を見かけた時は110番通報をお願いします。

刑法（明治40年法律第45号）

（窃盗）

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（器物損壊等）

第261条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

